

郡上市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

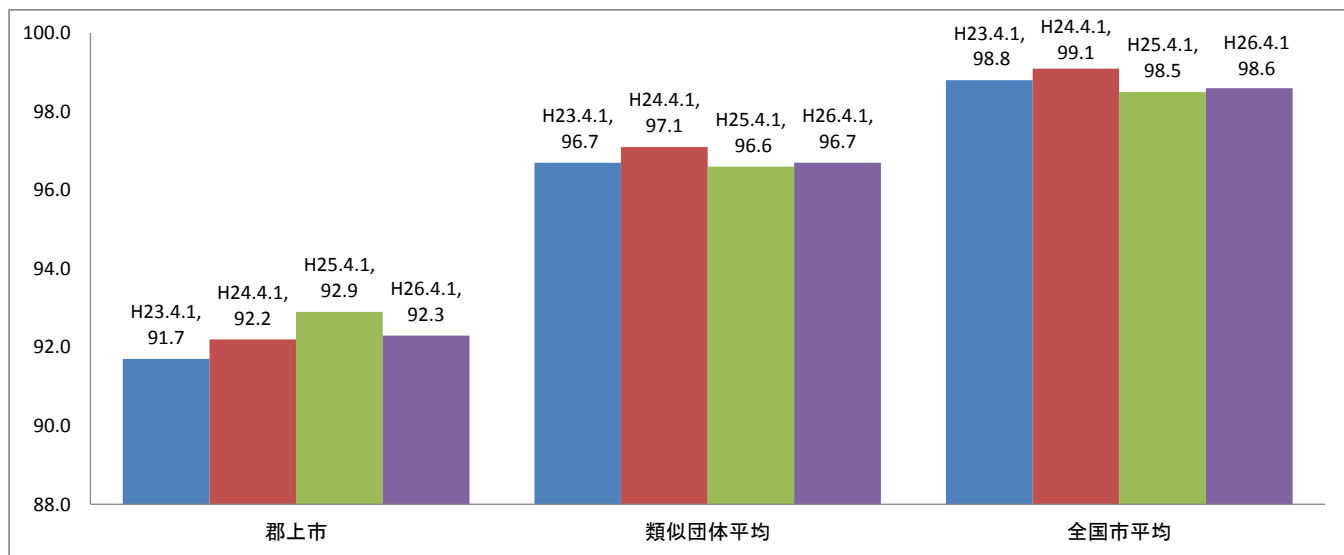
区分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成24年度の人件費率
平成 25年度	人 45,085	千円 28,843,690	千円 822,622	千円 4,315,080	% 15.0	% 15.0

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)1人当たり 給与費 B/A	(参考)一般市平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 25年度	人 549	千円 2,039,563	千円 288,496	千円 725,144	千円 3,053,203	千円 5,561	千円 5,607

- ※ 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- ※ 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	格差 A-B	勧告 (改定率)		
平成 一年度	円	円	円 (%)	%	%	%

※ 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の給与支給割合 A	公務員の支給月数 B	格差 A-B	勧告 (改定月数)		
平成 一年度	円	円	月 (%)	月	月	月

※ 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与改定の状況

国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容と同様の引下げを行った。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表についても、国と同様の見直しを実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
郡上市	45.0 歳	321,200 円	365,426 円	346,525 円
岐阜県	42.8 歳	335,214 円	403,658 円	368,709 円
国	43.5 歳	335,000 円	- 円	408,472 円
類似団体	42.7 歳	320,225 円	372,857 円	345,804 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A (国比較ベース)	平均給与月額 B	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 B	A/B
郡上市	49.5 歳	51 人	247,100 円	277,231 円	261,435 円	—	— 歳	— 円	—
うち清掃職員	47.3 歳	15 人	266,100 円	300,153 円	285,673 円	廃棄物処理員	44.7 歳	288,100 円	1.04
うち学校給食員	58.5 歳	1 人	249,000 円	249,000 円	249,000 円	調理士	45.5 歳	252,900 円	0.98
うち用務員	55.8 歳	2 人	247,800 円	249,800 円	247,800 円	用務員	54.3 歳	199,300 円	1.25
うち自動車運転手	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	— 歳	— 円	—
うちその他	49.8 歳	33 人	238,400 円	269,473 円	251,700 円	—	— 歳	— 円	—
岐阜県	49.1 歳	153 人	315,956 円	357,951 円	332,438 円	—	— 歳	— 円	—
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	— 円	326,611 円	—	— 歳	— 円	—
類似団体	49.6 歳	21 人	310,621 円	336,564 円	323,268 円	—	— 歳	— 円	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 C	民間 D	C/D
郡上市	4,351,376 円	— 円	—
うち清掃職員	4,680,640 円	3,939,100 円	1.19
うち学校給食員	4,003,900 円	3,365,000 円	1.19
うち用務員	4,194,300 円	2,747,000 円	1.53
うち自動車運転手	— 円	— 円	—
うちその他	4,204,773 円	— 円	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③小・中学校(幼稚園)教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
郡上市	40.2 歳	280,500 円	302,600 円
岐阜県	42.8 歳	371,890 円	410,119 円
類似団体	41.8 歳	306,603 円	329,708 円

④看護・保健職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
郡上市	43.9 歳	299,600 円	343,565 円	315,592 円
都道府県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	46.3 歳	315,397 円	— 円	345,048 円
類似団体	40.9 歳	302,267 円	352,201 円	314,406 円

※ 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区分		郡上市	岐阜県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	141,900 円	- 円
	中学卒	129,200 円	133,100 円	- 円
教育職	大学卒	172,200 円	199,700 円	- 円
	高校卒	140,100 円	154,900 円	- 円
看護・保健職	大学卒	201,100 円	- 円	- 円
	短大卒	180,500 円	- 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成26年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	250,144 円	329,514 円	355,775 円	393,817 円
	高校卒	- 円	294,725 円	322,350 円	361,800 円
技能労務職	高校卒	- 円	223,175 円	302,300 円	282,800 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円
教育職	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円
看護・保健職	大学卒	- 円	- 円	344,300 円	375,150 円
	短大卒	239,400 円	306,850 円	323,300 円	335,050 円

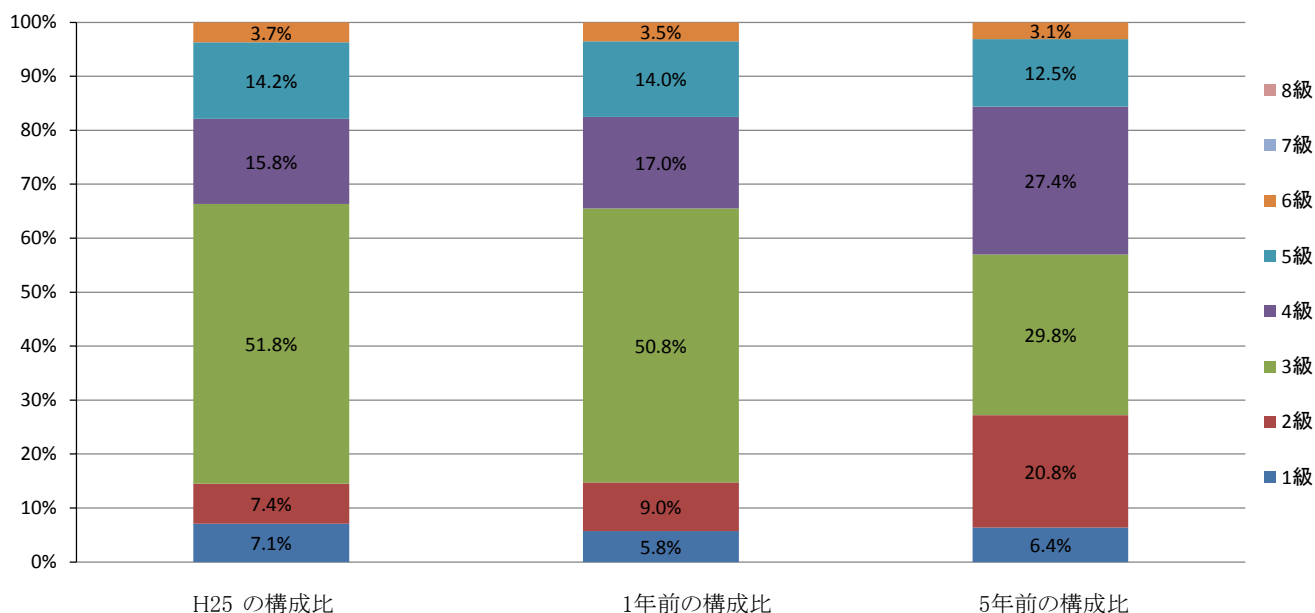
※ 教育職は、一般行政職に含む。「-」の表示は、対象者がいないため。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成26年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	27人	7.1%	135,600円	243,700円
2級	主任	28人	7.4%	185,800円	307,800円
3級	係長、主任主査、主査	197人	51.8%	222,900円	354,700円
4級	課長補佐	60人	15.8%	261,900円	388,300円
5級	課長	54人	14.2%	289,200円	400,600円
6級	部長	14人	3.7%	320,600円	422,600円

※ 1 郡上市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



※ 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

10月1日～9月30日の期間を対象に職務行動評価を実施し、その結果を昇給区分へ反映しています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

郡上市	岐阜県	国
1人あたり平均支給額(平成25年度) 1,363 千円	1人あたり平均支給額(平成25年度) 1,557 千円	- 千円
(平成24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(平成24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(平成24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理加算 15%、25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理加算 10～25%

※ ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

6月1日～2月15日の期間を対象に役割達成度評価、10月1日～9月30日の期間を対象に職務行動評価を実施し、その結果を勤勉手当へ反映しています。

(2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

郡上市				国			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	21.62 月分	27.0250 月分		勤続20年	21.62 月分	27.0250 月分	
勤続25年	30.82 月分	36.5700 月分		勤続25年	30.82 月分	36.5700 月分	
勤続35年	43.70 月分	52.4400 月分		勤続35年	43.70 月分	52.4400 月分	
最高限度額	52.44 月分	52.4400 月分		最高限度額	52.44 月分	52.4400 月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～45%加算)			その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～45%加算)		
(退職時特別昇給	—)						
1人あたり平均支給額	539 千円	19,930 千円					

※ 退職手当の1人あたり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成-年度決算)			千円
支給職員1人あたり平均支給年額(平成24年度決算)			千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成24年度決算)	54,864 千円
支給職員1人あたり平均支給年額(平成25年度決算)	178,711 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)	34.0 %
手当の種類(手当数)	13

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給単価
死体取扱手当	右記の業務に従事した職員	行旅病人の救護及び行旅死亡人の死体処理作業	-	1体1,000円。ただし、心身に著しい負担を与える場合1体2,000円。
火葬手当	右記の業務に従事する職員	死体の火葬等の業務	1,130千円	1体5,000円
清掃業務手当	環境衛生センター、郡上クリーンセンター及び郡上北部クリーンセンターに勤務する職員	廃棄物処理業	774千円	1日150円
家畜診療手当	家畜の診療業務に従事する獣医師	家畜診療業務	1,166千円	1日1,000円
家畜人工授精手当	家畜の人工授精に従事する職員	家畜人工授精業務	112千円	1日150円
へき地診療・住民健診手当	病院、診療所等に勤務する医師	医療業務	2,860千円	市内1回5,000円 市外1回10,000円
夜間看護手当	①郡上市民病院に勤務する助産師、看護師、准看護師 ②白鳥病院に勤務する助産師、看護師、准看護師 ③和良病院に勤務する助産師、看護師、准看護師	夜間看護業務	27,278千円	①1回6,800円 ②1回4,300円 ③1回2,500円
夜間介護手当	①郡上市民病院、白鳥病院及び郡上偕楽園に勤務する介護福祉士等 ②和良病院及び和良介護老人 保健施設に勤務する介護福祉士等	夜間介護業務	7,533千円	①1回3,800円 ②1回2,500円
放射線取扱手当	病院及び診療所等に勤務する診療放射線技師	診療放射線業務	359千円	①1回3,800円 ②1回2,500円
薬物細菌等取扱手当	病院、診療所等に勤務する臨床検査技師	臨床検査業務	361千円	1日150円
早朝勤務手当	病院及び診療所等において給食調理業務に従事する職員	早朝の給食調理業務	222千円	1日150円
消防手当	消防本部及び消防署に勤務する職員	消防業務	2,917千円	1日150円
救急救命手当	救急救命業務に従事する職員	救急救命業務	744千円	1日150円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	144,954 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	260 千円
支給実績(平成24年度決算)	176,077 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	255 千円

(6) その他の手当(平成26年4月1日現在)

	国の制度との	国の制度と異	支給実績	支給職員1人あたり
--	--------	--------	------	-----------

手当名	内容及び支給単価	同異	異なる内容	(平成25年度決算)	平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ●配偶者:月額13,000円 ●その他の扶養親族:月額6,000円 ・配偶者がいない場合、そのうち1人は11,000円 ・扶養親族でない配偶者がある場合、そのうち1人は6,500円 ●16歳から22歳の間にある子については、当該年度中は額5,000円を加算 	同じ	—	119,802 千円	259,874 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ●借家・借間に係る手当 ・月額12,000円を超える家賃を負担している職員に対し家賃額に応じ月額27,000円まで ●自宅に係る手当 ・月額2,500円(新築又は購入の日から5年間) H21.12から廃止 	同じ	—	21,770 千円	259,175 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ●交通機関等利用者 ・運賃相当額に応じ月額55,000円まで ●自動車等使用者 ・片道2km以上の使用者に対し距離に応じ月額2,000円から月額24,500円まで 	同じ	—	56,547 千円	80,896 円
初任給調整手当	<p>次の職員に対して、採用による欠員の補充が困難であると認められる場合に一定の期間支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●医師・歯科医師 最高 月額306,900円 ●医療系技官 最高 月額50,000円 ●その他の特殊・専門的知識を必要とする職 月額2,500円 	同じ	—	85,725 千円	3,297,103 円
宿日直手当	<ul style="list-style-type: none"> ●一般の宿日直:4,200円/回 ●特別の宿日直 <ul style="list-style-type: none"> ①医師:20,000円/回 ②獣医師等:10,000円/回 ③人工授精師:7,200円/回 <p>※勤務時間が5時間未満の場合は、100分の50を乗じて得た額</p>	同じ	—	56,090 千円	133,866 円
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対し、勤務1時間につき1時間当たりの給与額の100分の25を支給</p>	同じ	—	29,391 千円	137,339 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ●一般行政職の場合(給料に対する支給割合) <ul style="list-style-type: none"> ①部長:33,200円 ②課(所・室)長:23,800円 ③主幹、現地機関の長等:15,900円 <p>※平成19年4月1日から定額化を実施しており、定額化後の手当額が平成19年3月31日現在の手当額に達しない場合は、経過措置によりその差額を平成22年度まで段階的に縮小して支給する。</p>	同じ	—	41,739 千円	369,369 円
寒冷地手当	<p>国に準じ、経過措置として、平成16年度及び17年度は改正前の額を支給(据置き)。平成18年度から遞減措置を講じ、平成21年度までに経過措置を完了した。</p>	同じ	—	— 千円	— 円

5 特別職の報酬等の状況(平成26年4月1日現在)

区分	給料月額等	
市長	748,800 円	(参考)類似団体における最高/最低額
		989,000 円 / 259,000 円

給料	副市長	(846,000 円) 633,650 円	816,000 円 / 483,000 円	
	収入役	(678,000 円) — 円	— 円 / — 円	
		(— 円)		
報酬	議長	390,000 円 (— 円)	545,000 円 / 230,000 円	
	副議長	340,000 円 (— 円)	474,000 円 / 200,000 円	
	議員	310,000 円 (— 円)	442,000 円 / 180,000 円	
		(— 円)		
期末手当	市長 副市長 収入役	(平成25年度支給割合) 3.95 月分		
	議長 副議長 議員	(平成25年度支給割合) 3.95 月分		
退職手当	市長	(算定方式) 748,800円×在職年数×5	(1期の手当額) 14,976 千円	(支給時期) 任期ごと
	副市長	633,650円×在職年数×3	7,604 千円	任期ごと
	収入役	—	—	—
	備考			

- ※
- 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 - 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。
 - 3 平成17年4月1日から収入役を設置せず、当該事務は平成19年3月31日まで助役が兼掌していた。平成19年4月1日からは地方自治法の改正に伴い、収入役に替えて一般職である会計管理者が行っている。
 - 4 退職手当中「1期の手当額」は、任期途中に月額改定等があった場合は、その都度、実際の支給額を基礎として算出されるため、上記の額は参考である。

6 職員数の状況

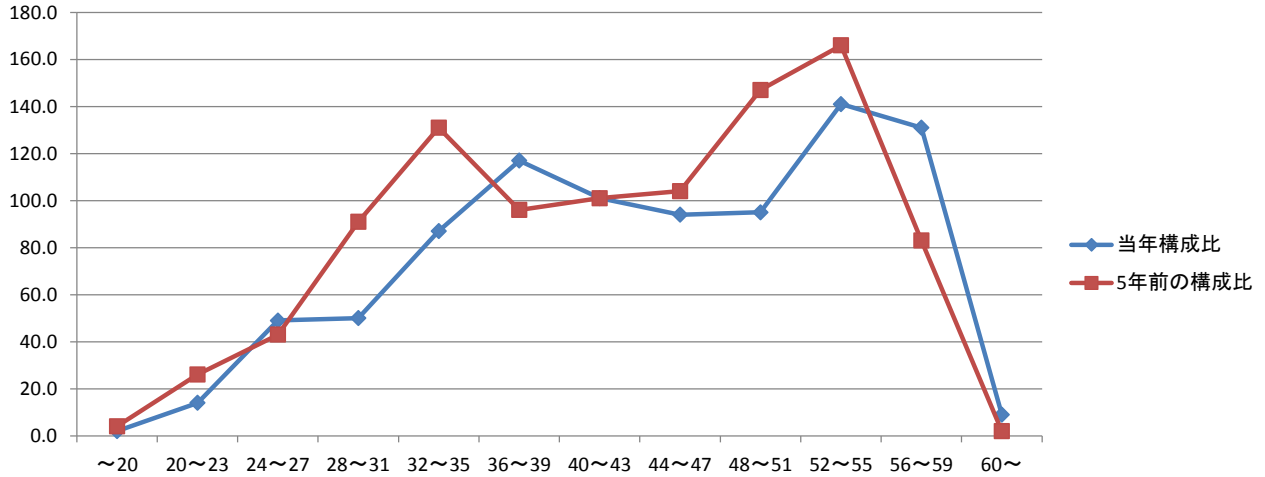
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門		区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成25年度	平成26年度		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務	126	119	△ 7	適正人員への見直し
		税務	20	19	△ 1	適正人員への見直し
		農林水産	43	43	0	
		商工	20	20	0	
		土木	41	39	△ 2	適正人員への見直し
		民生	87	84	△ 3	適正人員への見直し
		衛生	58	56	△ 2	適正人員への見直し
		計	397	382	△ 15	<参考> 人口1万人あたり職員数 84.73 人 (類似団体の人口1万人あたり職員数) 71.69 人)
		教育部門	70	64	△ 6	適正人員への見直し
	消防部門	83	82	△ 1		
	小計	550	528	△ 22	<参考> 人口1万人あたり職員数 117.11 人 (類似団体の人口1万人あたり職員数) 93.66 人)	
公営企業等 会計部門	病院	259	264	5	適正人員への見直し	
	水道	11	13	2	適正人員への見直し	
	下水道	13	10	△ 3	適正人員への見直し	
	その他	77	76	△ 1	適正人員への見直し	
	小計	360	363	3	適正人員への見直し	
合計		910	891	△ 19	<参考> 人口1万人あたり職員数 197.63 人	
		[1,138]	[1,138]	[0]		

- ※ 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	2人	14人	49人	50人	87人	117人	101人	94人	95人	141人	131人	9人	890人

(3) 職員数の推移

部門	区分	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数
一般行政		448	428	411	405	397	382	△ 66 (△ 14.7 %)
教育		88	88	84	79	70	64	△ 24 (△ 27.3 %)
消防		82	81	82	83	83	82	0 (0.0 %)
普通会計		618	597	577	567	550	528	△ 90 (△ 14.6 %)
公営企業等会計		377	372	372	369	360	363	△ 14 (△ 3.7 %)
総合計		995	969	949	936	910	891	△ 104 (△ 10.5 %)

- ※ 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成24年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成 25年度	千円 217,836	千円 74,702	千円 39,430	% 18.1	% 22.2

区分	職員数 A	給与費				(参考)1人当たり 給与費 B/A	(参考)一般市平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 25年度	人 6	千円 22,111	千円 2,368	千円 7,917	千円 32,396	千円 5,399	千円 6,123

- ※ 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項

- ・ 平成16年3月1日合併
- ・ 平成17年度及び平成18年度の2年間、一般職職員の給与抑制措置を実施

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
郡上市	43.9 歳	334,700 円	342,650 円
団体平均	45 歳	342,822 円	509,358 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

郡上市				市町村(一般行政職・団体平均等)			
1人あたり平均支給額(平成25年度)				1人あたり平均支給額(平成25年度)			
1,320 千円				1,456 千円			
(平成25年度支給割合)				(平成25年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			

- ※ ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

郡上市				国			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	21.62 月分	27.0250 月分		勤続20年	21.62 月分	27.0250 月分	
勤続25年	30.82 月分	36.5700 月分		勤続25年	30.82 月分	36.5700 月分	
勤続35年	43.70 月分	52.4400 月分		勤続35年	43.70 月分	52.4400 月分	
最高限度額	52.44 月分	52.4400 月分		最高限度額	52.44 月分	52.4400 月分	
その他の加算措置 (退職時特別昇給 -)	定年前早期退職特例措置(2~45%加算)			その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~45%加算)		
1人あたり平均支給額	- 千円			1人あたり平均支給額	13,934 千円		

※ 退職手当の1人あたり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成一年度決算)			千円
支給職員1人あたり平均支給年額(平成一年度決算)			千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当

支給実績(平成一年度決算)		千円	
支給職員1人あたり平均支給年額(平成一年度決算)		円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成一年度)		%	
手当の種類(手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	846 千円
職員1人あたり平均支給年額(平成25年度決算)	282 千円
支給実績(平成24年度決算)	1,086 千円
職員1人あたり平均支給年額(平成24年度決算)	181 千円

※ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当

手当名	内容及び支給単価	国の制度との同異	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人あたり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ●配偶者:月額13,000円 ●その他の扶養親族:月額6,000円 ・配偶者がいない場合、そのうち1人は11,000円 ・扶養親族でない配偶者がある場合、そのうち1人は6,500円 ●16歳から22歳の間にある子については、当該年度中は額5,000円を加算 	同じ	—	800 千円	199,875 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ●借家・借間に係る手当 ・月額12,000円を超える家賃を負担している職員に対し家賃額に応じ月額27,000円まで ●自宅に係る手当 ・月額2,500円(新築又は購入の日から5年間) H21.12から廃止 	同じ	—	— 千円	— 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ●交通機関等利用者 ・運賃相当額に応じ月額55,000円まで ●自動車等使用者 ・片道2km以上の使用者に対し距離に応じ月額2,000円から月額24,500円まで 	同じ	—	458 千円	91,680 円
宿日直手当	<ul style="list-style-type: none"> ●一般の宿日直:4,200円/回 ●特別の宿日直 <ul style="list-style-type: none"> ①医師:20,000円/回 ②獣医師等:10,000円/回 ③人工授精師:7,200円/回 ※勤務時間が5時間未満の場合は、100分の50を乗じて得た額 	同じ	—	— 千円	— 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ●一般行政職の場合(給料に対する支給割合) <ul style="list-style-type: none"> ①部長:33,200円 ②課(所・室)長:23,800円 ③主幹、現地機関の長等:15,900円 ※平成19年4月1日から定額化を実施しており、定額化後の手当額が平成19年3月31日現在の手当額に達しない場合は、経過措置によりその差額を平成22年度まで段階的に縮小して支給する。 	同じ	—	286 千円	285,600 円
寒冷地手当	<p>国に準じ、経過措置として、平成16年度及び17年度は改正前の額を支給(据置き)。平成18年度から逡減措置を講じ、平成21年度までに経過措置を完了した。</p>	同じ	—	— 千円	— 円